高齢者保健福祉計画の中間見直し 及び 第8期介護保険事業計画の策定 並びに 介護保険条例等の一部改正 に係るパブリックコメントについて

### 1. パブリックコメントの主旨

高齢者保健福祉計画(平成30年度~令和5年度)の中間見直し及び第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)の策定(以下「計画の策定等」という。)にあたり、次のように検討を行い、計画(案)としましたので、この計画(案)及びその実施に伴う介護保険条例及び介護給付費準備基金条例の一部改正にかかるパブリックコメントを実施します。

### 2. 計画の策定等にかかる検討プロセスと課題・方向性の整理

計画の策定等にあたり、2025年、2040年を念頭に置き、石狩市介護保険事業運営推進協議会において次のように検討を行い、課題や方向性を整理しました。

#### (1)第7期計画の進捗管理・各種調査等 → (2)課題・方向性の整理

- ・第7期計画進捗管理 (PDCA)
- ・市内の状況把握
- · 在宅介護実態調査
- ・介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
- 事業所アンケート
- ・厚田・浜益区の介護 サービス充足状況調査
- ・外部団体ヒアリング
- ・国の動向(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等)

「地域包括支援センターの一層の充実・周知」

「在宅ニーズの増加への対応」

「訪問系サービスの充実」

「一層の福祉人材の確保」

「認知症施策推進大綱を踏まえた共生・予防」

「感染症や災害を意識した事業継続の推進」

「紙おむつ支給事業の今後」

「過疎地域における介護サービス等の今後」

2025年(団塊世代が75歳以上に)

2040年(高齢者人口が生産年齢人口を上回る)

### 3. 計画(案)の方向性

課題や方向性より、主要な検討ポイント整理し、主な方向性を出しました。

(3)主要な検討ポイント → (4)主な方向性 (計画(案)概要版の主な関連ページ)

・施策内容及び指標

- ・地域包括支援センターの一層の充実
- ・過疎地域における在宅生活を支える介護サービス等の充実

P20, 21-23

・介護サービス施設 の整備



・介護サービス施設整備計画 なし

P24

·市町村特別給付



・在宅生活を支える紙おむつ給付事業の継続のため、市町村 特別給付(介護保険法第62条)の創設

P26

・介護保険料



介護保険料の据え置き(第5段階 5,150円/月)

P30 (基準所得金額の改正),31

### 4. 条例の一部改正について

#### (1)石狩市介護保険条例の一部改正

第8期介護保険事業計画期間における介護給付等の見込量に基づいて算定した介護保険事業に要する費用に充てるため、同計画期間の介護保険料を定めるものです。介護保険料は、介護保険料基準額となる第5段階保険料額を、第7期計画と同額の月額5,150円(年額61,800円)とします。また、介護保険法施行規則の一部改正に準じ、第7段階から第10段階を区分する基準所得金額を改正(200万円を210万円に、300万円を320万円に、350万円を370万円に。)します。石狩市寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業(以下「紙おむつ給付事業」という。)は、今後、地域支援事業として実施することが困難であることから、第8期計画以降については市町村特別給付(介護保険法第62条)に位置づけ、保険給付(介護保険法第18条)として実施します。保険給付は原則利用者負担を求めるものでありますが、当面は国の交付金を活用しこれまでどおり利用者負担を求めない形で実施します。

#### (2)石狩市介護給付費準備基金条例の一部改正

市町村特別給付の創設にあわせ、石狩市介護給付費準備基金の処分範囲を明確化するものです。

#### (3)施行期日

それぞれ令和3年4月1日より施行。

石狩市高齢者保健福祉計画 (平成30年度~令和5年度) 第8期介護保険事業計画 (令和3年度~令和5年度)

# (素案) 概要版

令和3年3月

石狩市

# 目 次

第1部 総調	淪	
第1章 詞	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景と目的	1
	計画の位置づけと期間	
第2章 吊	高齢者の現状と将来推計	2
第1節	高齢者の現状と将来推計	
第2節	調査等からみる高齢者の現状	6
第3節	高齢者保健福祉計画の検証	9
第4節	介護給付費等の実績検証	1 1
第3章	基本理念と施策の体系 <sub></sub>	1 3
第1節	基本理念	
第2節	施策の体系	
第2部 高	<b>龄者保健福祉事業</b>	
第1章 =	主要施策	1 6
第1節	施策の方向性	
第2節	具体的な施策	1 6
第3部 介語	<b>雙保険事業</b>	
第1章	介護保険事業量等の見込み	2 4
	介護保険サービス量の見込み	
第2章	介護保険事業費等の見込みと保険料	2 7
	介護保険事業費等の見込み	
	第1号保険者の介護保険料	

# 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の背景と目的

### 【計画策定の背景・目的】

団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年を控え、高齢者人口はさらに増加を続けています。

本市におきましても、平成 29 年 10 月時点において高齢化率が 30%を超え、令和 7 (2025) 年度には 37.6%に達すると見込まれています。また、核家族化・少子高齢化が進むとともに、一人暮らしまたは夫婦のみの世帯が多くなっています。

第6期計画においては、令和7(2025)年度に向けて、取り組みをさらに進めるための「スタートの計画」という位置づけで取り組んだところであり、「認知症対策」「介護と医療の連携」「介護予防と健康づくり」「高齢者居住に係る施策」「生活支援サービスの充実」など様々な観点から取り組みを進めました。第7期より、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止など新たな方向づけを行い、「地域包括ケア」のさらなる充実・強化を図っています。

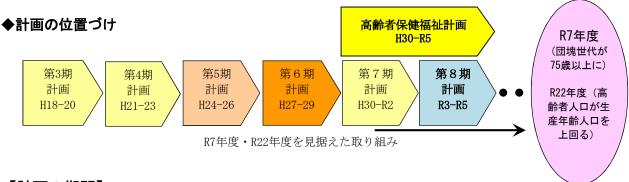
地域共生社会の実現に向け、本市では、高齢者に関する保健・医療・介護・福祉などの連携を 一層推進することを目指し、介護保険法第 116 条の基本指針で示される法に基づく各種計画との 整合・調和を図り、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

### 第2節 計画の位置づけと期間

#### 【計画の位置づけ】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(老人福祉計画)として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施に関する計画として策定します。



#### 【計画の期間】

第8期介護保険事業計画は、「令和3年度~令和5年度」の3年間とし、高齢者保健福祉計画については、令和22年度を見据え、より長期的な視点で施策展開が必要と考えることから、計画期間を「平成30年度~令和5年度」の6年間といたします。

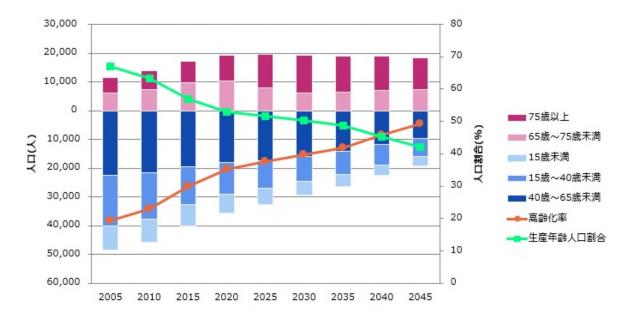
# 第2章 高齢者の現状と将来推計

### 第1節 高齢者の現状と将来推計

### 【人口の推移と将来推計】

本市の人口は平成17(2005)年の3市村合併時をピークに、その後は減少傾向に転じています。

また、少子高齢化の傾向も顕著であり、生産年齢人口(15歳~64歳)の減少が進み、令和 22(2040)年には高齢者人口(65歳以上)が生産年齢人口を上回る推計となっています。



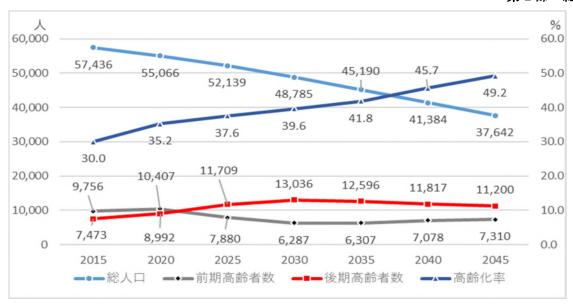
			H 17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045
人口		(人)	60,104	59,449	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384	37,642
	15歳未満	(人)	8,284	8,063	7,415	6,520	5,637	4,931	4,231	3,699	3,292
	15歳~40歳未満	(人)	17,642	15,984	13,207	11,060	9,627	8,574	7,881	7,123	6,232
	40歳~65歳未満	(人)	22,583	21,640	19,525	18,087	17,286	15,957	14,175	11,667	9,608
	65歳~75歳未満	(人)	6,205	7,362	9,756	10,407	7,880	6,287	6,307	7,078	7,310
	75歳以上	(人)	5,386	6,399	7,473	8,992	11,709	13,036	12,596	11,817	11,200
	生産年齢人口	(人)	40,225	37,624	32,732	29,147	26,913	24,531	22,056	18,790	15,840
	高齢者人口	(人)	11,591	13,761	17,229	19,399	19,589	19,323	18,903	18,895	18,510
生産年	鈴人口割合	(%)	66.9	63.3	57.0	52.9	51.6	50.3	48.8	45.4	42.1
高齢化	<b></b>	(%)	19.3	23.1	30.0	35.2	37.6	39.6	41.8	45.7	49.2
高齢化	<b>率(北海道)</b>	(%)	21.4	24.7	29.0	32.5	34.4	36.1	38.0	40.9	42.8
高齢化	率(全国)	(%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

(出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。実績値:2000年から2015年まで、総務省「国勢調査人口等基本集計」。 推計値:2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」。各基準日10月1日。

### 【前期・後期高齢者数、高齢化率の将来推計】

平成27 (2015) 年では、前期高齢者 (65~74歳) が9,756人、後期高齢者 (75歳以上) が7,473人となっていますが、令和7 (2025) 年では、前期高齢者が7,880人、後期高齢者が11,709人と後期高齢者が前期高齢者を大きく上回る推計となっています。

また、高齢化率も年々増加し平成27(2015)年では30.0%ですが、令和7(2025)年では37.6%、令和22(2040)年では45.7%と推計されます。



	H27	R 2	R 7	R 12	R 17	R 22	R 27
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総人口(人)	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384	37,642
(再掲)高齢者数	17,253	19,399	19,589	19,323	18,903	18,895	18,510
(再掲)前期高齢者数	9,756	10,407	7,880	6,287	6,307	7,078	7,310
(再掲)後期高齢者数	7,473	8,992	11,709	13,036	12,596	11,817	11,200
高齢化率(%)	30.0	35.2	37.6	39.6	41.8	45.7	49.2

(出典) 実績値: 2015 年まで、総務省「国勢調査人口等基本集計」。推計値: 2020 年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」。各基準日 10 月 1 日。

### 【高齢者世帯の推移】

平成12(2000)年では、高齢者のみ(夫婦または単身)世帯の割合が13.8%でしたが、平成27(2015)年では25.8%となっています。

高齢化率が令和7(2025)年では37.6%、令和22(2040)年では45.7%と推計される中、このような世帯の割合がさらに増加することが推測されます。

	H12	H 17	H 22	H 27
	2000	2005	2010	2015
総世帯数(世帯)	20,457	21,869	22,533	22,562
(再掲)高齢者単身世帯	1,182	1,490	1,874	2,498
(再掲)高齢者夫婦のみ世帯	1,632	2,001	2,536	3,322
高齢者単身世帯の割合(%)	5.8	6.8	8.3	11.1
高齢者夫婦世帯の割合(%)	8.0	9.1	11.3	14.7
高齢者のみ(夫婦または単身)世帯の割合	13.8	16.0	19.6	25.8

(出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。総務省「国勢調査人口等基本集計」(平成 12 年は厚田村、浜益村を含む。)。基準日 10 月 1 日。

### 【日常生活圏域別の人口推移と高齢化率】

人口推移を日常生活圏域(市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理 的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施 設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。本市では、石狩、厚田、浜益の3圏域を、3市村合併前の旧行政区域にそれぞれ設定としている。)で見ると、人口の総数においては総じて減少傾向にありますが、石狩圏域では、高齢者の実数、高齢化率ともに増加しており、厚田、浜益圏域では、高齢者の実数は減少しているが高齢化率は増加している状況になってきています。

		H17	H27	H28	H29	H30	R1
		2005	2015	2016	2017	2018	2019
石狩市	総人口(人)	61,358	59,141	58,982	58,581	58,363	58,275
	(再掲)前期高齢者数	6,223	9,874	10,290	10,501	10,572	10,570
	(再掲)後期高齢者数	5,236	7,545	7,815	8,145	8,482	8,765
	高齢化率(%)	18.7	29.5	30.7	31.8	32.7	33.2
石狩圏域	人口 (人)	56,475	55,633	55,596	55,281	55,164	55,206
	(再掲)前期高齢者数	5,461	9,174	9,594	9,803	9,888	9,893
	(再掲)後期高齢者数	4,291	6,620	6,898	7,231	7,591	7,892
	高齢化率(%)	17.3	28.4	29.7	30.8	31.7	32.2
厚田圏域	人口(人)	2,779	2,036	1,976	1,928	1,874	1,797
	(再掲)前期高齢者数	366	403	407	408	400	401
	(再掲)後期高齢者数	448	446	445	445	437	430
	高齢化率(%)	29.3	41.7	43.1	44.2	44.7	46.2
浜益圏域	人口 (人)	2,104	1,472	1,410	1,372	1,325	1,272
	(再掲)前期高齢者数	396	297	289	290	284	276
	(再掲)後期高齢者数	497	479	472	469	454	443
	高齢化率(%)	42.4	52.7	54.0	55.3	55.7	56.5

(出典) 石狩市 人口構造統計(住民基本台帳法の規定に係る資料。)より。基準日 10 月 1 日。

### 【認定者数(第1号被保険者のみ)の推移】

要介護認定者数は介護保険制度開始以降一貫して増加しており、今後においても令和7(2025)年度に団塊の世代が後期高齢者を迎えることから、認定者数、認定率の増加が推測されます。

	H22	H27	H29	H30	R1	R2	R7	R 22
	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2025	2040
第1号被保険者数	13,958	17,794	18,830	19,218	19,468	19,692	19,771	19,112
認定者数	2,253	2,904	2,938	3,056	3,137	3,204	3,821	5,043
(参考 第2号被保険者含む)	(2,330)	(2,973)	(2,999)	(3,112)	(3,194)	(3,262)	(3,879)	(5,080)
認定率 (%)	16.1	16.3	15.6	15.9	16.1	16.3	19.3	26.4
(再掲) 要支援1	185	505	478	535	560	586	697	821
(再掲) 要支援2	302	347	323	355	392	392	465	555
(再掲)要介護1	565	753	793	761	802	793	941	1205
(再掲)要介護2	384	429	440	465	445	451	536	731
(再掲)要介護3	276	294	299	295	302	338	410	584
(再掲) 要介護 4	285	310	339	363	373	386	463	697
(再掲) 要介護 5	256	266	266	282	263	258	309	450

(出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。実績値:2010年から2019年まで、厚生労働省「年報/月報」、基準日:各年度3月末現在。推計値:2020年以降、第8期策定時における将来推計総括表シート1.推計値サマリ、基準日:各年度9月末現在。

### 【認定者数(第2号被保険者を含む)における認知症の割合】

認定者数(要支援1~要介護5。第2号被保険者を含む)の内、日常生活自立度がⅡa※以上の認知症と判定された割合を示したものです。認知症の発現率は概ね一定の割合ではありますが、後期高齢者の増加と認定者の増加により、認知症の総数は増えて行くものと推測されます。

	H 26 2014	(第5期末)		H 29 2017	(第6期末)		H30 2018			R1 2019		
認定者	総数	内II a以上	率(%)	総数	内IIa以上	率(%)	総数	内IIa以上	率(%)	総数	内IIa以上	率(%)
市全体	2,926	1,798	61.4	2,993	1,811	60.5	3,102	1,838	59.3	3,192	1,881	58.9
(再掲) 第2号被保険者	67	32	47.8	60	19	31.7	56	18	32.1	57	19	33.3
(再掲)前期高齢者	350	165	47.1	371	158	42.6	365	156	42.7	375	156	41.6
(再掲)後期高齢者	2,509	1,601	63.8	2,562	1,634	63.8	2,681	1,664	62.1	2,760	1,706	61.8
石狩圏域	2,631	1,594	60.6	2,718	1,619	59.6	2,814	1,655	58.8	2,910	1,706	58.6
(再掲) 第2号被保険者	63	31	49.2	56	17	30.4	51	16	31.4	55	18	32.7
(再掲)前期高齢者	328	150	45.7	344	141	41.0	334	138	41.3	339	140	41.3
(再掲)後期高齢者	2,240	1,413	63.1	2,318	1,461	63.0	2,429	1,501	61.8	2,516	1,548	61.5
厚田圏域	163	133	81.6	148	115	77.7	160	118	73.8	153	112	73.2
(再掲) 第2号被保険者	4	1	25.0	3	2	66.7	3	2	66.7	1	1	100.0
(再掲)前期高齢者	13	9	69.2	18	14	77.8	25	17	68.0	25	14	56.0
(再掲)後期高齢者	146	123	84.2	127	99	78.0	132	99	75.0	127	97	76.4
浜益圏域	132	71	53.8	127	77	60.6	128	65	50.8	129	63	48.8
(再掲)第2号被保険者	0	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
(再掲)前期高齢者	9	6	66.7	9	3	33.3	6	1	16.7	11	2	18.2
(再掲)後期高齢者	123	65	52.8	117	74	63.2	120	64	53.3	117	61	52.1

(出典) 石狩市介護保険システムより(厚生労働省「年報/月報」(各年度3月末現在)とは遡及データ反映により異なる。)基準日:各年度3月末現在。

※ 日常生活自立度…認知症高齢者等の日常生活における自立度指標で、「自立、I・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M」の8段階で表される。Iに近いほうが軽い。Ⅱaは、「家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ(たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等)が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」と判定されるもの。判定は、介護認定調査時に行う。なお、このランクは介護の必要度を示すものであり、認知症の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではない。

(出典)「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年 10月 26日老健第 135号厚生省老人保健福祉局長通知)

### 第2節 調査等からみる高齢者の現状

本計画の策定(及び中間見直し)の基礎調査として、在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び事業所アンケートを実施しました。

この調査等の実施内容及び概要は以下のとおりです。

詳細は、石狩市ホームページ「第8期石狩市介護保険事業計画の策定等に係る調査等について」http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/koureisyas/55025.html を参照願います。

### I. 在宅介護実態調査(概要・抜粋)

在宅で、既に要介護(支援)認定を受けている方を対象に、在宅介護に関する実態把握と高齢者の心身の状況や施策ニーズを把握するための調査を行いました。クロス集計版では、認定の情報を合わせて集計しています。

調査期間は令和元年 10 月 28 日から令和 2 年 2 月 28 日まで。調査件数は 349 件でした。 【考察概要 単純集計版】

- ・家族形態は「一人暮らし」と「夫婦のみ世帯」合わせて42.9%。また、多くの方が、家族から毎日何らかの介護を受けながら生活していること。(単純集計版 P1~図表1-1,2)
- ・地域包括支援センターは6割近くの方が知らないこと。(単純集計版 P9~図表1-15)
- ・在宅医療について、半数の方が知らないこと。(単純集計版 P9~図表1-16)
- ・長期療養が必要となった場合、自宅での長期療養を望む方が3割、サービス付き高齢者向け住宅 高住なども1割であり、この2つで約4割であり、病院(約2割)や介護施設(約1割)より、 高い傾向にあること。(単純集計版 P10~図表1-17)
- ・自宅での長期療養を望まない理由として、家族への負担や緊急時の対応が合わせて約50%と多く 挙げられ、また、自宅でどのような医療が受けられるかわからないという回答も約17%あったこ と。(単純集計版 P10~図表1-18)
- ・最期を迎えたい場所については、考えたくない、わからないという回答が3割ある一方、自宅は約40%と、病院の約15%を上回っていること。(単純集計版 P11~図表1-19)
- ・在宅医療で受けられるサービスの認知度は、調査時には具体的な病院等の名前も例示しているが、 軒並み低めだったこと。(単純集計版 P11~図表1-20)
- ・介護者の就労の状況については、ほとんどの方が「介護のために仕事をやめた家族等はいない」 と回答しており、また、現在の仕事について「問題なく続けていける」と「問題はあるが、何と か続けていける」を合わせると56.5%だったこと。(単純集計版 P14~図表2-4)

#### 【考察概要 クロス集計版】

#### 「1 在字限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討」(クロス集計版 P26~)

- ・要介護者の在宅生活の継続に向けての、「認知症状への対応」と「排泄」、「外出支援」の3点に係る介護者不安の軽減が求められること。(クロス集計版 P4~図表1-4)
- ・訪問系サービスの利用を軸とし、複数の支援・サービスを一体的に提供することが求められること。
- ・介護の負担を和らげるレスパイト機能をもつ通所系・短期系サービスを組み合わせての利用や、通いを中心とした包括的なサービス拠点として看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護・看護の包括的なサービス拠点として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実を図ることなどが考えられること。

#### 「2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討」(参照 クロス集計版P46~)

- ・「就労継続に問題はあるが、何とか就業を続けていける層」が、不安に感じる介護をみると、「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」などでの割合が高いこと。(クロス集計版 P36~図表2-15)
- ・訪問系や通所系の組み合わせや、包括的なサービスを活用することが、仕事と介護の両立を継続

させるポイントになると考えられること。

・就労継続が困難となっている介護者においては、情報が不十分であると考えられ、生活を支える 視点で保険外のサービスや、世帯の状況に応じた支援、介護と両立できる環境などの周知や取り 組みが求められること。

#### 「3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討」(参照 クロス集計版P61)

- ・要介護者への支援・サービスは、単身世帯、夫婦世帯など世帯構成や介護度にもより利用実績、ニーズともに違うが、夫婦のみ世帯では「掃除・洗濯」「外出同行」「見守り、声かけ」「サロンなどの定期的な通いの場」などが重度化とともにニーズが高くなっていること。(クロス集計版 P59~図表3-11)
- ・生活支援サービスの充実のため、軽度の方については、総合事業などの積極的な利用促進を図る とともに、資格を有する訪問介護員等については、中重度の方へのサービス提供に重点化を図る ことが考えられること。

### 「4 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討」(参照 クロス集計版P72)

- ・要介護度の重度化に伴い「夫婦のみ世帯」と「その他世帯」では特に「訪問系を含む組み合わせ」の割合が増加する傾向がみられ、要介護3以上で在宅生活を継続しているケースは極端に少ないが、「単身世帯」でも「要支援1・2」から「要介護1・2」にかけての傾向から、同様の傾向と推測されること。(クロス集計版 P67~図表4-7~図表4-9)。
- ・「夫婦のみ世帯」では認知症への対応も含め、家族等のレスパイトケアの必要性が高いことから、 レスパイトケアの機能をもつ「通所系」や「短期系」を含む利用が多くなっていると考えられる こと。
- ・今後、地域全体で認知症の人とその家族を支えるための体制づくりを図ることや、必要なサービスを利用していない方やその家族等へのアウトリーチが重要と考えられること。

### 「5 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討」(参照 クロス集計版P81)

- ・要介護度別の「訪問診療の利用の有無」から、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられ、医療ニーズのある要介護者の増加に伴い、訪問系サービスの重要性はより高くなるものと考えられること。(クロス集計版 P78~図表5-6)
- ・医療ニーズのある利用者に対応できるサービスとして、通いを中心とした包括的なサービス拠点の1つとして看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護・看護の包括的なサービス拠点として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実を進めるなど、適切なサービス提供体制を確保していくかが重要と考えられること。

### Ⅲ. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(概要・抜粋)

要介護認定者(要介護1~5)の者を除く高齢者(認定を受けていない高齢者及び要支援1・2の認定を受けている方)を対象に地域において高齢者の抱える様々なリスクや社会参加の状況を把握するための調査を行いました。

調査期間は令和2年1月13日から令和2年2月7日まで。調査件数は無作為抽出で1,500件発送し、回収956件(回収率63.7%)でした。

#### 【考察概要】

- ・世帯の状況では独居(1人暮らし)世帯が増加し、独居と高齢夫婦のみの世帯を合わせると65%を占めました。普段の生活で介護・介助が必要な方の主たる介護者は家族に頼る傾向がみられますが、前回(3年前の現計画策定時)調査に比べ、介護ヘルパーの利用が増えています。介護保険制度が周知され活用されてきていることに加え、独居世帯の上昇により、家族等に頼れない場合の利用が増加しているものと思われます。(間1(1)、(5)②)
- ・からだを動かすことについての質問項目では、前回調査に比べ、悪化している結果となりました。 後期高齢者からの回答が多かったことを考慮しても、特に外出回数の減少・外出を控える傾向に ついては、介護予防の観点からも留意すべきと考えます。

毎日の生活についての質問項目では、多くの方が外出や買物をご自身で行っていることが分かりますが、自身での買物についての質問で、「できるがしていない」、「できない」と答えた割合が前回調査と比べ若干上昇しています。また、その理由として、「身体的理由」と答えた割合が上昇しています。この方々の普段の買物についての回答は、家族に依頼する割合が高く、その他、宅配や移動販売、通信販売等の活用など、何らかの方法で食品や日用品を調達できていることが分

かります。(問2(6)、問4(5))

・地域グループ等への参加状況をみると、それぞれの項目では「参加していない」と答えた方が一番多いですが、約7割の方(無回答者を除く)は地域グループ等の一つ以上に参加していることが分かりました。このことは、身近な地縁組織やサークルなどが社会との繋がりを保つのに重要な役割を担っていると思われます。

何かあったときに相談する相手は、家族・知人以外では「そのような人はいない」と答えた方が多く、認知症の相談窓口の認知度は約3割、地域包括支援センターの認知度は約5割となっています。高齢者人口の増加、特に後期高齢者人口の増加に伴い、疾病や介護リスクを抱えながら地域で暮らす方が増えていくことは明らかです。また、独居や高齢者夫婦のみ世帯が増え、家庭内での介護力が低下したり、相談相手がいない方も増えていくことが予想されます。(問6(5))(問8(2)、問9)

### Ⅲ. 事業所アンケート(概要・抜粋)

市内の介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などを対象に、各事業所が行っているサービスや職員等の事業状況、サービスの需給バランスや必要なサービスに対する感覚など、事業者の率直な感覚を推し量る目的で意識調査に近いアンケート形式で行いました。

調査期間は令和元年 12 月 2 日から令和元年 12 月 20 日まで。調査件数は 106 事業所(59 法人)に発送し、回収 91 件(回収率 85.8%)でした。

#### 【考察概要】

#### 「職員の確保、不足感、定着等について」

- ・職員の確保については、職員が不足し逼迫した状況ではないと思われる一方、理想の雇用人数に 充足していない状況が伺え、人材確保に苦労している職種は事業所において多数を占める介護ス タッフが多く、特に資格職の介護福祉士が求められていることが伺えたこと。(問1)
- ・職員の不足感は施設系で多く見られ、定着については概ね安定している回答が多かったこと。

#### 「人材不足への直接的な対応について」

- ・有資格者ではないが、市が実施する「訪問型サービスA 従事者研修」等を受講し買物、調理、掃除、ゴミ分別等の簡易な生活支援を一定程度ができる人材の活用について、全体では、活用できるまたは検討の余地はあるという感覚を持っている回答が多く、施設系では活用できないという回答がゼロであったこと。(間4)
- ・外国人材雇用については、全体ではわからないという回答が最も多かったが、施設系では、検討をしているという回答が外国人の雇用はしないという回答を上回ったこと。
  - また、外国人材の活用を検討していると回答した事業所は施設系が最も多く、また、検討している制度としては、技能実習制度が最も多かったこと。(問7)
- ・介護人材不足への打開策については、全体で、最も多かった回答が介護報酬(賃金)アップ、次に多かった回答が業務量、事務負担の軽減であったこと。また、介護や福祉職のイメージアップなども回答が多くあり、労働環境の改善と並行して、長期的な人材確保策としての介護や福祉職のイメージアップが求められていると思われること。(問10)

#### 「介護サービス等のニーズについて」

・市民ニーズの高い介護サービス等については、全体を通してみると、在宅に係る介護給付の訪問 介護、看護のニーズとあわせて介護老人保健施設での看護・医学的な短期入所生活介護もあり、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のニーズもあることから、在宅介護ニー ズが高いと思われること。

また、グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のニーズを筆頭に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅のニーズも高いことが伺われること。(問14)

### 第3節 高齢者保健福祉計画の検証

高齢者保健福祉計画(平成27~29年度)については、4つの基本目標を掲げ施策を展開しました。

### 『高齢期の健康づくりの推進』

- ・いしかり健康づくりフェスタの開催をはじめとする周知・啓発活動
- ・各種検診の実施による早期発見・早期治療に向けた取り組み
- 感染症予防の実施
- → 高齢者の健康づくりのきっかけや健康の大切さを認識してもらい、やりたくなる健康づくり、 楽しい健康づくりへの転換により、高齢者の主体的な取り組みを推進しました。

### 『住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築』

- ・地域包括支援センターの機能強化 ・高齢者の相談・申請窓口を一元化(りんくる)
- ・新しい総合事業の開始(平成29年度から) ・ふれあいサロン事業の充実
- ・新たな運動教室の実施(まる元運動教室、アクト体操教室、貯筋運動など)
- ・認知症ケアパスの作成・SOSネットワークの充実強化・介護相談員事業の増員
- → 高齢者の生活を取り巻く様々な社会資源の掘り起こしや新たな創出に加え、高齢者ご本人や その家族が安心して生活できるよう相談・見守り体制の充実を図りました。

### 『生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保』

- カローリングやウオーキングなどの生涯スポーツの推進
- ・ジョブガイドいしかりとの連携やシルバー人材センターの支援等による高齢者の就労支援
- → 高齢者がスポーツや趣味、さらには就労を通して生き生きと活躍できるよう、様々な施策を 通して支援を図りました。

### 『高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進』

- ・ふれあい雪かき運動実施団体への小型除雪機の貸し出し
- ・高齢者世帯等除雪サービス ・消融雪機器設置一部補助(平成27年度のみ)
- → 高齢者が暮らしやすいまちづくりをめざし、道路のバリアフリー化や冬場の生活を支えるサービス等を実施しました。

### 次期計画(平成30年度~令和5年度)に向けて

次期計画では介護予防の更なる推進や、通いの場の充実、多様な福祉人材の確保・養成のほか高齢者の生活の基盤となる除雪や買い物、移動の支援なども含めた環境整備についても引き続き検討していくことが求められると考えます。

団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年を念頭においたビジョンづくりを行います。

### 中間見直し(平成30年度から令和2年度までの検証)

保険者機能強化推進交付金の創設\*に合わせ、当年度の中間評価、実績評価を毎年行うPDCAサイクルが、平成30年度に国から示されました。

高齢者保健福祉計画(平成30年度~令和5年度)では、12の主要項目(内8項目は高齢者の自立支援、重度化防止等に関する項目)を掲げ施策を展開し、保険者機能強化推進交付金の評価指標と併せそれぞれの項目毎に、このPDCAを行っています。

平成30年度から令和2年度までの検証の詳細は、石狩市ホームページ「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/koureisyas/38236.htm 1を参照願います。

このPDCA、前述の本章の第1節、第2節等を踏まえ、令和3年度から令和5年度に向けては、 次のような施策展開が求められると考えます。

※ 平成 29 年に介護保険法の一部が改正され、被保険者の自立した日常生活の支援等に関し取り組むべき施策等に関する事項として、市町村は自立支援等施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うことや、国はその自立支援等施策の取組等を支援するため、市町村等に対し、交付金を交付すること等が規定され、この点は平成 30 年4月1日に施行されました。

### 令和3年度から令和5年度に向けて

生産年齢人口の減少が進み、団塊ジュニア世代が高齢者となり、我が国の 高齢者数がピークになると予想されている2040年代を念頭におき、前述の「次 期計画(平成30年度~令和5年度)に向けて」に加え、次の内容を踏まえた 施策展開が求められると考えます。

- ・地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応
- ・地域包括支援センターの一層の充実
- ・認知症施策推進大綱を踏まえた共生と予防の推進
- ・介護予防・リハビリテーションの推進と保健事業等との連携の推進
- 一層の福祉人材の確保
- ・感染症や災害を意識した事業継続

### 【介護給付費の検証】

◆介護(予防)給付サービスの提供量の見込値と実績値◆

	区分	単位	H3 20		R 20	1 19	R 20	
	區別	丰位	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
	訪問介護	回/月	7,246.8	7,096.3	7,758.7	7,067.0	8,202.4	
	訪問入浴介護	回/月	88.7	73.0	80.6	62.2	69.9	
	訪問看護	回/月	2,701.4	2,305.3	3,180.0	2,503.8	3,510.0	
	訪問リハビリテーション	回/月	318.3	306.1	370.9	389.0	418.0	
居	通所介護	回/月	3,775.7	3,786.1	3,948.4	3,965.0	4,202.5	
宅	通所リハビリテーション	回/月	1,506.8	1,235.8	1,500.0	1,219.7	1,513.8	
<del>U</del> 	短期入所生活介護	日/月	1,372.2	1,066.0	1,489.7	1,069.4	1,609.4	
۲	短期入所療養介護	日/月	191.7	163.0	209.1	164.3	219.8	
ス	特定施設入居者生活介護	7	45.0	45.2	44.0	52.0	45.0	
	居宅療養管理指導	人/月	428.0	507.5	491.0	389.3	562.0	
	福祉用具貸与	人/月	667.0	659.1	709.0	644.9	766.0	
	特定福祉用具販売	人/月	11.0	9.0	12.0	10.0	12.0	
	住宅改修	人/月	16.0	12.0	16.0	13.7	17.0	
	定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護	人/月	31.0	29.6	33.0	28.2	35.0	
地	夜間対応型訪問介護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
域	地域密着型通所介護	回/月	2,072.0	1,772.9	2,129.9	1,712.9	2,311.3	
密着	認知症対応型通所介護	回/月	93.2	48.9	99.2	21.7	94.2	
型	小規模多機能型居宅介護	人/月	49.0	54.7	53.0	56.9	58.0	
<del>サ</del> l	認知症対応型共同生活介護	人	223.0	223.3	223.0	223.9	229.0	
ビ ス	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
_ ^	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	49.0	49.0	49.0	49.0	56.0	
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	28.0	37.1	33.0	47.3	35.0	
施	介護老人福祉施設	人	245.0	235.0	247.0	246.5	249.0	
設 サ	介護老人保健施設	人	136.0	133.7	138.0	125.8	140.0	
   Ľ	介護医療院	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ス	介護療養型医療施設	人	32.0	34.2	32.0	33.1	32.0	
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	介護予防訪問看護	回/月	396.4	526.1	430.4	635.5	444.2	
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	14.5	35.3	18.6	68.7	14.2	
介護	介護予防通所リハビリテーション	人/月	44.0	66.4	46.0	70.4	50.0	
予	介護予防短期入所生活介護	日/月	8.1	18.0	8.4	17.5	5.8	
防 サ	介護予防短期入所療養介護	日/月	4.3	3.0	4.3	2.8	4.3	
I	介護予防特定施設入居者生活介護	人	7.0	12.7	8.0	12.2	8.0	
ビ ス	介護予防居宅療養管理指導	人/月	12.0	24.1	14.0	25.0	17.0	
	介護予防福祉用具貸与	人/月	166.0	198.2	177.0	208.3	187.0	
	特定介護予防福祉用具販売	人/月	5.0	5.0	5.0	5.2	5.0	
	住宅改修	人/月	14.0	8.0	14.0	9.6	15.0	
	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
スト 護密	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	15.0	15.6	16.0	13.6	18.0	
ビ予着	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0.0	1.8	1.0	0.7	1.0	

(出典) 介護給付実績及び第7期介護保険事業計画より。基準日:各年度3月末現在。

O 認知症対応型通所介護の実績が少ないですが、認知症の増加・重度化から、認知症対応型共同 生活介護のニーズが高まっていることに加え、このサービスを行っている事業所は認知症対応 型共同生活介護も行っていることで、通所より共同生活介護が選択されていることによると思われます。

また、認知症の増加・重度化により、介護予防特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能 型居宅介護が受け皿としてのニーズが高まったものと思われます。

○ 介護予防訪問看護の実績が多いですが、これは要支援者の看護ニーズが高まっている中、新たな施設ができたことにより、このニーズを受け止めたことによるものと思われます。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションも実績が多いですが、同様に要支援者の看護ニーズが高まっていることによると思われます。

また、介護予防短期入所生活介護の実績が多いですが、これは在宅の方の、介護におけるレスパイトケア機能へのニーズが増加していると思われます。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業の検証】

◆介護予防・生活支援サービスの実績値◆

区分	単位	H28 2016 実績値	H29 2017 実績値	H30 2018 実績値	R1 2019 実績値
(参考)介護予防訪問介護	人/月	128.0	61.4	0.4	
訪問型サービス(相当サービス)	人/月		64.9	135.8	149.2
訪問型サービスA(緩和型サービス)	人/月		0.0	3.5	0.9
訪問型サービスA(緩和型サービス)(委託)	人/月		11.4	45.8	53.2
(参考)介護予防通所介護	人/月	306.3	171.8	0.9	
通所型サービス(相当サービス)	人/月		165.4	357.8	389.3
通所型サービスA(緩和型サービス)	人/月		0.0	6.2	6.1

(出典) 介護予防・日常生活支援総合事業実績より。基準日:各年度3月末現在。

○ 本市では、平成29年4月1日より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。要支援 1・2の方が利用する介護予防訪問介護、介護予防通所介護がそれぞれ、訪問型サービス、通 所型サービスに移行しました。これらのサービスの実績は、開始以降、一定の伸びを示してい ます。

### 【地域密着型サービス(施設整備)の検証】

O 第6期計画において見込んだ地域密着型サービス必要定員総数については、下記のとおり概ね整備目標値を達成しております。また、看護小規模多機能型居宅介護については、これまで本市に無いサービスで、2箇所の事業所が新たに開設となりました。

### ◆地域密着型サービス(施設整備)の目標値と実績値◆

	H29(2017)年度	H29(2017)年度迄	達成率	
	(実績値)	(目標値)		
小規模多機能型居宅介護支援	29人*1	29人	100.0%	
看護小規模多機能型居宅介護支援	54人**2		皆増	

- ※1 平成29年度中に1事業所(定員29名)を選定し、平成30年3月より事業開始。
- ※2 平成29年度中に2事業所(定員25名、29名)が、平成29年5月と12月にそれぞれ事業開始。

# 第3章 基本理念と施策の体系

### 第1節 基本理念

住み慣れたいしかりで 健康で生き活きと安心して 暮らせるまちづくり

これまで(第3期から第6期まで)基本理念として掲げてきた

### 「高齢者が安心して健やかに暮らしつづけられるはまなす薫るまちいしかり」

この理念を継承し、地域包括ケアの理念をより端的に表したもので、「住み慣れたいしかりで健康で生き活きと」に示す社会性・地域性、特に徒歩圏内におけるコミュニティを意識し、その中でのつながりや活動が介護予防になり、社会参加を生むという考え方をより意識することで、高齢者が可能な限り住み慣れたこの石狩のまちで暮らしつづけるための自立に向けたまちづくりを本計画においてさらに推し進めようとするものであります。

また、日常生活圏域は、引き続き、石狩、厚田、浜益の3圏域を3市村合併前の旧行政区域 にそれぞれ設定します。 施策の体系については、令和22(2040)年の状況を見据え「地域包括ケアシステム」の構築と一層の推進を目指すことを中心とし、保健福祉施策の取り組みや要介護者の状況、市民ニーズ等を反映した施策を進めていきます。

# 【基本理念】

# 【主要施策】

み慣れ たいしか 安心して暮らせるまちづくり り

- 1. 介護予防の推進
- 2. 総合事業の推進
- 3. 生活支援体制整備事業の推進
- 4. 認知症高齢者への対策
  - 5. 権利擁護の推進
  - 6. 在宅医療と介護連携の推進
- 7. 地域包括支援センターの機能拡充
  - 8. 生活支援サービスの充実
- 9. 生きがいづくり・社会参加の促進
  - 10. 介護サービスの充実
    - 11. 多様な福祉人材の確保、育成
    - 12. 住み続けるための暮らしの環境整備

注:【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策(被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策)に関する事項。

# 【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進
- ② 介護予防に資する集いの充実
- ③ 介護予防サポーターの養成
- ① 訪問型・通所型サービスの促進
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の設置
- ③ 介護予防に関する情報の集約、発信
- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進
- ① 成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携
- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進
- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供
- ① 高齢者の生きがい対策の推進
- ② 社会参加の促進
- ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進
- ④ 住民グループ支援事業の実施
- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上 ② 介護給付適正化の促進
- ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進 ④ 事業継続への支援
- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成
- ④ 介護の仕事の魅力向上
- ① 高齢者にやさしい住環境の整備
- ② 除雪サービスの充実
- ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策
- ④ 地域見守りネットワーク事業の促進

# 第1章 主要施策

### 第1節 施策の方向性

石狩市の高齢化率は、令和元(2019)年度で 33.2%であり、令和7(2025)年では 37.6%、令和22(2040)年では 45.7%と推計されています。

高齢者が「住み慣れたいしかりで健康で生き活きと安心して暮らせる」ためには、健康寿命の延伸が重要です。平成 28 年国民生活基礎調査によると介護が必要になった原因は、認知症、脳血管疾患、高齢による衰弱の順に多いことが報告されています。認知症や脳血管疾患は生活習慣病との関連が強く、高齢期のみならず、ライフステージに応じた健康づくり施策が必要であり、石狩市健康づくり計画(平成 28 年 3 月策定)で推進されています。

一方、高齢による衰弱など、筋力・体力の低下により介護が必要になる方も多く存在することは、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。近年の研究では、社会性を保ち、人とつながり続けることが介護予防に最も効果があるとの報告が増えています。人と積極的に交流し、生きがいを持ち、趣味や生活を楽しむ活発な高齢者像を市民と共有するとともに、地域コミュニティが高齢者の出番・役割や居場所を創出できるような働きかけを進めます。

例え介護が必要な状態になっても、慣れ親しんできた地域や人とのつながりを保ちながら、 自分らしい生活を続けられるよう、多様な主体が支え合う地域包括ケアシステムの整備を更 に進めます。基本となる在宅介護サービスの確保、生活支援サービスの充実を図るとともに、 医療と介護を同時に必要とする高齢者や認知症、権利擁護に対する施策を推進します。

また、環境整備では、当市の地域特性を考慮すると、除雪、買物支援、移動支援などの課題があり、関係部局と連携して検討を図りながら進めますが、特に過疎地域においては早急な検討が必要と強く認識しています。

少子高齢化社会において、若年層の人口減少に伴い、高齢者を支える人材不足は当市でも 喫緊の課題です。介護保険サービスの提供を担う専門職の確保のほか、市民後見人、認知症 サポーター、介護予防サポーターなど地域高齢者の生活を支える多様な人材育成を図ります。

当計画推進には市民との協働が不可欠です。地域住民やボランティア、法人や団体などの 地域の社会資源を有効に活用するとともに、共生型社会の実現を視野に、地域コミュニティ が我が事として互いに支え合う意識の醸成に努めます。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度に向けては、令和22(2040)年を念頭におき、第2章第3節で示した方向性を加えて施策を推進します。

### 第2節 具体的な施策

### 1. 介護予防の推進

介護が必要となる原因のうち、認知症や脳血管疾患などは生活習慣病の予防が重要と言われています。一方で、高齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患など筋力・体力の低下により介護が必要となるものも多く存在することは、高齢期において、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。

生き生きと健康に生活できる期間をできるだけ延ばすために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

### 第2部 高齢者保健福祉事業

具	具体的な施策	主な内容	目標値
① 介護予防に	あらゆる機会を通じて、	・市ホームページ、広報	_
関する啓発情	介護予防についての啓発を	いしかり、出前講座等	
報提供の推進	行います。また、現在実施し	による啓発	
	ていることに加え、より多	・(関連) 3③	
	くの人に、より分かりやす		
	い啓発ができるよう工夫し		
	ます。		
② 介護予防に	従来から実施している介	・介護予防事業の実施	▶介護予防事業延
資する集いの	護予防事業に加え、生活支	・住民主体の通いの場	参加者数:11,0
場の充実	援コーディネーターの活動	(ふれあいサロン) の	00人
	と協働し、身近な場所で気	実施	▶住民主体の通い
	軽に集える住民主体の通い		の場:30ヶ所
	の場の創設を進めます。		
③ 介護予防サ	介護予防の知識を持ち、	・介護予防サポーター	▶介護予防サポー
ポーターの養	介護予防に資する地域サロ	の養成	ター登録者数:
成	ンの開設や援助をする人材		136人
	を育成します。		

### 2. 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について、制度の 定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて対象者の弾力的な運用や各サービスの整 備を進めます。

Į	よ体的な施策 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	主な内容	目標値
① 訪問型・通所	従来の基準相当サービス	・訪問型・通所型サービ	_
型サービスの	に加え、地域の実情に合わ	スの基準緩和型サー	
促進	せながら、多様な主体によ	ビスの整備、利用促進	
	る訪問型・通所型サービス		
	の整備に努めます。		
② 地域リハビ	自立支援や地域における	・リハビリテーション	▶地域ケア会議:
リテーション	介護予防の取組を機能強化	専門職の地域ケア会	延12人
活動支援事業	するために、地域ケア会議	議や住民主体の通い	▶通いの場:30ヶ
の推進	や住民主体の通いの場等へ	の場への参加	所
	のリハビリテーション専門		
	職の活用を促進します。		
(関連) 1①、②	. 3		

### 3. 生活支援体制整備の推進

地域住民、社会福祉協議会、事業所など多様な主体と連携を図り、高齢者等の生活支援や介 護予防活動等を充実し、互いに助け合い、支え合うことのできる生活支援体制の整備を進めま す。

具体的な施策		主な内容	目標値
① 生活支援コー	高齢者等の在宅生活を	・域資資源の掘り起こ	▶通いの場マップ
ディネーターの	支えるため、多様な主体に	し、創出、強化、ネッ	掲載箇所:180ヶ
配置	よる重層的な生活支援・介	トワークづくりとマ	所
	護予防サービスの提供体	ッチング	
	制を構築するために生活	・通いの場マップの作	
	支援コーディネーターを	成・更新	
	配置します。		

		44 7 tk	<b>用即日 不是田田子未</b>
	コーディネーターは地		
	域住民や地縁組織等と協		
	働し、地域にある社会資源		
	(地域資源)の掘り起こ		
	し、足りない資源の創出、		
	生活支援の担い手養成な		
	ど資源の強化、地域関係者		
	のネットワーク構築、ニー		
	ズとサービスのマッチン		
	グなどの地域づくりを行		
	います。		
② 協議体の設置	高齢者を地域で支える	・第1層協議体及び第	▶第1層協議体:
	ために参画する多様な主	2層協議体の設置・運	1ヶ所
	体が定期的に話し合う場		▶第2層協議体:
	である、市域全体の第1層	I	4ヶ所
	協議体及び日常生活圏域		1 7 771
	の第2層協議体を設置・運		
	営します。		
③ 介護予防活動	高齢者等が、市内の活動	 ・地域資源情報及びそ	▶拠点の整備(I
等情報の集約、	(集い、サークル、講座・	の他社会参加に資す	C T 活用を含
発信	教室、ボランティア、就労	る各種情報、活動の相	して品加を占 む):1ヶ所
光旧	数主、かファティテ、M.カ     等) 情報に気軽にアクセス	談、マッチング等を一	
	寺/ 情報に気軽にノクセス   し、希望する活動に繋ぐこ	一 談、マッテング寺を一 元的に提供する拠点	
	し、布 <u>至</u> りる値動に蒸くこ    とができる拠点を整備し	元的に旋浜りる拠点   の整備	
		の金畑	
	ます。		

### 4. 認知症高齢者への対策

認知症は、在宅生活が困難化する大きな要因ともなっており、要介護認定申請理由の最多を 占めています。認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、 認知症の進行に応じた支援体制を強化するなど、認知症施策推進大綱を踏まえた共生と予防の 推進を図ります。

1EVE 6 12 / 20 / 9			
具	体的な施策	主な内容	目標値
① 認知症の理解	地域包括支援センター、	・認知症サポーター養	▶認知症サポータ
を深めるための	認知症地域支援推進員を	成講座、ステップアッ	一養成講座受講
普及・啓発	中心に、認知症の人やその	プ講座の実施	者数:累計5,000
	家族の視点を重視しなが	・上記講座の受講者 (認	人
	ら関係機関と緊密に連携	知症ボランティア) の	▶認知症カフェ
	し支援します。	活動支援 (チームオレ	数:増加
		ンジ)	
		・認知症カフェの普及	
		・認知症ケアパスの普	
		及	
		・注文をまちがえるレ	
		ストラン事業	
② 認知症の容態		• 認知症初期集中支援	_
に応じた適時・		チームの設置	
適切な医療・介		・認知症ケアパスの更	
護等の提供		新と情報提供	

② 教を持つしの	・人業者。の士極仕期	
③ 認知症の人の	・介護者への支援体制	_
介護者への支援	強化 (男性介護者への	
	講座や家族会への支	
	援等)	
④ 認知症の人が	・認知症の人や家族の	▶認知症に関する
暮らしやすい安	ニーズ調査(指標の認	調査:3年に1
全な地域づくり	知症に関する調査。市	回
の推進	民向け)の実施	▶認知症ケア・施
	・認知症ケア・施策に関	策に関する質的
	する質的変化アンケ	変化アンケー
	ート(事業所向け)の	ト:改善
	実施	▶徘徊見守りSOS
	・徘徊見守りSOSネット	ネットワークサ
	ワークの拡充	ポート機関数:
		増加

### 5. 権利擁護の推進

高齢者が認知症などの理由で判断能力が不十分になることがあります。それに伴い金銭管理 や契約行為に支障が出たり、消費者被害や高齢者虐待などの権利侵害を受けることのないよう、 必要な支援体制の整備と関係機関との連携を行います。

	体的な施策	主な内容	目標値
① 成年後見制度	成年後見センターを中	・成年後見制度の周知	▶市民後見人養成
の理解促進と適	心に成年後見制度の周知	活動の実施	講座:3年に1
切な運用、市民	を行います。	・市民後見人の養成講	回
後見人養成の継	市民後見人の養成を行	座の実施	▶権利擁護連携会
続	い、後見人のなり手を確保	・権利擁護連携会議の	議:年3回
	するとともに、市内の権利	実施	
	擁護関係者との連携を深	・地域連携ネットワー	
	めるため定期的に勉強会、	ク体制と中核機関の	
	意見交換の場をつくるな	あり方の検討	
	ど支援体制の充実を図り		
	ます。		
	支援が必要な人を、適切		
	に必要な支援につなげる		
	ことができるように地域		
	連携のネットワークづく		
	りとそのコーディネート		
	機関のあり方を検討しま		
	す。		
② 高齢者虐待の	高齢者虐待を未然に防	・髙齢者虐待防止に係	▶研修会等の開
予防と早期発見	ぐために適切な周知を図	る周知活動の実施	催:3年に1回
及び早期対応、	るとともに、関係機関と連	・実態把握調査(事業	
養護者支援	携し、早期発見、早期対応	所) の実施結果を踏ま	
	に努めます。また、あわせ	えた、介護教室、研修	
	て家族などの養護者(介護	会等による養護者や	
	者) に対する支援も行なっ	事業者の支援	
	ていきます。		
③ 消費者被害の	被害を未然に防ぐため	・関係機関との連携	_
早期発見と関係	普及啓発を行い、被害を発		
機関との連携	見した際には早期に関係		

相談機関につなぎます。

### 6. 在宅医療と介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、様々な局面において、医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します。

具任	本的な施策	主な内容	目標値
① 切れ目のない	市民が望む在宅医療や	•在宅医療と介護連携に	▶研修等の実施:
在宅医療・介護	終末期医療の提供体制整	関わる相談支援、情報	年6回
連携の推進	備に重要な、在宅医療と介	共有、関係者の研修等	
	護に関わる関係者の顔の	や地域への普及啓発	
	見える連携を強化し、情報		
	共有や研修等を行う中で		
	地域の実情を把握しその		
	対応を図るなど、切れ目の		
	ない在宅医療・介護連携体		
	制の構築を進めます。		
	また、市内過疎地域にお		
	ける医療系介護サービス		
	の充実に向け関係機関と		
	連携を図っていきます。		

### 7. 地域包括支援センターの機能拡充

介護や認知症など高齢者の相談窓口・地域包括ケア推進の拠点である地域包括支援センター の機能を拡充し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できる よう、地域住民も含めた多職種と協働で支援体制の充実を図ります。

具	体的な施策	主な内容	目標値
① 多様な総合相	地域包括支援センター	・地域包括支援センター	▶地域包括支援セ
談を受け地域ぐ	を増設し一層の機能充実	の増設	ンターを知っ
るみで支援する	と市民周知を図るととも	・地域包括支援センター	ている人の割
体制の強化	に、地域住民の複雑化・複	の周知	合:上昇
	合化したニーズへの対応	・課題の共有による体制	
	を図ります。	の充実強化	
	また、地域ケア会議等で		
	地域の課題を共有し多職		
	種や地域の人が連携して		
	支援する体制を強化しま		
	す。		
② 自立支援に資	サービスを利用する人	・自立支援型地域ケア会	_
するケアマネジ	とサービスを提供する機	議の参集範囲の拡大	
メントの推進	関が協働で、その人の自立		
	を目指したケアプランを		
	作成できるよう、自立支援		
	型地域ケア会議等を通し		
	ケアマネジメント力の向		
	上を図ります。		

### <地域包括支援センターの主な機能と対象地域>

### 主な機能

- ・ 高齢者等の総合相談窓口
- ・高齢者等の権利擁護(虐待防止・対応、成年後見制度利用促進、消費者被害防止)

- ケアマネジャー等への支援
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント (要支援者等のケアプラン作成)

#### 主な対象地域(増設を想定した場合)

- ・南地域包括支援センター:石狩圏域(花川南10条から花川南防風林まで・樽川地区)
- ・(仮) 中央地域包括支援センター:石狩圏域(花川南防風林から花川北3条防風林まで)
- ・北地域包括支援センター:石狩圏域(上記以外の3市村合併前の石狩市域)
- ・厚田地域包括支援センター:厚田圏域(厚田区)
- ・浜益地域包括支援センター:浜益圏域(浜益区)

### 8. 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して在宅生活が送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスを 必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。

<u> </u>	THE COUNTRY PORTE		C 012-70 7 MAL-7 00 7
具体的な施策		主な内容	目標値
① 在宅生活を支	配食サービスや紙おむつ	・在宅生活を支えるサ	▶緊急通報システ
えるサービスの	給付事業など、単身や夫婦	ービスの実施、周知	ムの利用者:累
提供	のみ世帯が増加傾向にある	・緊急通報システムの	計100世帯
	なか、高齢者の在宅生活を	利用者拡大	
	支える事業を引き続き実施		
	するとともに、多くの方に		
	普及するよう周知に努めま		
	す。		
	また、市内過疎地域にお		
	けるサービスの充実に向け		
	検討していきます。		

### 9. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがいづくり、社会貢献できる場を提供することで、高齢者の日常生活を地域で支える体制の充実・強化を高齢者の社会参加の推進と一体的に図り、関係機関と連携し取り組みます。

1 - M > 1 Dahling			
具	体的な施策	主な内容	目標値
① 高齢者の生き	生涯にわたって地域との	・敬老会、高齢者障がい	_
がい対策の推進	つながりを持つことで、高	者合同スポーツ大会、	
② 社会参加の促 進	齢者の日常生活を地域で支える体制の充実と社会参加につなげ、学習・スポーツなどそれぞれに合った楽しみをもつ機会づくりに努	ふれあいサロン、陶芸 教室、ふれあい農園等 の社会参加の機会づ くりと周知	▶高齢者障がい者 合同スポーツ大 会の参加者:増 加
<ul><li>③ 子ども世代や</li><li>障がい者等との</li><li>交流促進</li></ul>	め、生き生きと過ごすこと ができるよう支援します。 また、子どもと高齢者、	・高齢者障がい者合同 スポーツ大会での交 流促進	_
<ul><li>④ 住民グループ 支援事業の実施</li></ul>	高齢者と障がい者などが同 じ空間に集い交流を図れる よう、共生型社会の実現に 向けた支援を促進します。	(再掲)1②内、住民主( あいサロン)の実施	本の通いの場(ふれ

### 10. 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送るため、在宅から施設介護までを切れ間無くサポートできるよう、 適切なサービス量の確保を図ります。また、各事業所のサービスの質の維持・向上に向け介護 相談員(介護サービス相談員)による施設等への訪問や介護給付費適正化の促進、災害時等へ

### の取り組み支援に努めます。

具	体的な施策	主な内容	目標値
① 介護保険サー	介護保険事業計画に基	・現状把握等による適	_
ビス量の確保と	づいた適正なサービスの	切なサービス量の確	
質の向上	量の確保と介護相談員に	保	
	よる施設等への訪問によ	・介護相談員によるサ	
	りサービスの質の向上に	ービスの質の向上	
	努めます。	・過疎地域の実態把握	
	また、市内過疎地域にお		
	ける介護サービスの充実		
	に向け検討していきます。		
② 介護給付適正	適正化事業の実施によ	・短期入所利用のケア	_
化の促進	り真に必要なサービスの	プランの点検等の実	
	提供を促進します。	施	
③ 保健福祉制度	高齢者に必要な知識や	・出前講座等の実施	▶講座開催回数:
や介護保険制度	技術に関する出前講座の		増加
等に関する情報	実施等により市民理解の		
提供の推進	向上を図ります。		
④ 事業継続への	事業所間の連携、事業継	・事業所間の連携支援	▶事業継続計画を
支援	続計画策定など感染症や	・事業継続計画策定の	策定している事
【新規】	災害を意識した取り組み	支援	業所数:増加
	を支援します。		

### 11. 多様な福祉人材の確保・育成

今後深刻化の恐れのある人材不足解消に向けた人材確保策の推進、業務効率化や介護の仕事に対するイメージ向上策など、高齢者を支える人材の確保・育成を関係団体との連携により進めます。

<u> </u>			T
具	体的な施策	主な内容	目標値
① 介護支援専門	今後見込まれる高齢者	・ケアマネジメントへ	_
員や介護福祉関	の増加によるサービス量	の意識向上に資する	
係職種の確保と	の増加にも対応できるよ	取り組み	
資質の向上	う、様々な人材の確保に取	・介護人材の確保と質	
	り組むとともに、業務の効	の向上	
② 福祉人材拡充	率化、仕事の魅力の発信	・各種サポーター(介護	_
のための養成研	や、資質の向上への支援や	予防サポーター、認知	
修等の開催	各種研修の開催などを推	症サポーター) 養成等	
	進します。	と活躍の場の充実	
		・クライアントハラス	
		メント防止に向けた	
		取り組み	
③ 基準緩和サー		・基準緩和サービス(訪	▶訪問A従事者:20
ビス従事者の養		問型サービス A) 従事	人/年
成		者の養成	
④ 介護の仕事の		・介護の仕事の魅力向	▶講座開催回数:
魅力向上		上に係る講座等の開	増加
		催	

### 12. 住み続けるための暮らしの環境整備

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な住まいや除雪、買い物を含めた移動支援などの環境整備に係る課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

具	体的な施策	主な内容	目標値
① 高齢者にやさ	高齢者が住み慣れた地	・高齢者向け住宅の設	-
しい住環境の充	域で安全・安心に暮らし続	置状況の把握と質の	
実	けるために必要な住まい	確保	
	や除雪、買い物を含めた移	・過疎地域における住	
	動支援などの環境整備に	環境(買い物、交通含	
	係る課題について、関係部	む)の検討	
② 除雪サービス	局や関係団体と検討を図	・除雪サービス(間口除	_
の充実	りながら進めます。	雪)、町内会ふれあい	
		雪かきの実施	
③ 買い物支援の		・過疎地域における住	_
促進・髙齢者の		環境(買い物、交通)	
交通対策		の検討 (福祉利用割引	
		券、買い物支援型介護	
		予防サロン事業等)	
④ 地域見守りネ		・協力事業所の増加へ	▶参加団体数:増
ットワーク事業		の取り組み	加
の促進			

### **<本市内のサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム>**(令和2年10月現在) サービス付き高齢者向け住宅

/	사내 C ID에(11대) () [[1]		
	名 称	住所	定員
1	ノーブルコート樽川	石狩市樽川3条3丁目70番地	16
2	グランドハウス緑苑	石狩市緑苑台東3条2丁目170番地2	30
3	アルファパレス	石狩市花川東2条3丁目28番地	110
4	トムテの里「花川」A棟	石狩市花川北6条2丁目30番地	25
5	トムテの里「花川」B棟	石狩市花川北6条2丁目29番地	25
6	パートナーハイツいしかり	石狩市花川北6条3丁目16番地	22
7	憩いの園豊寿第1	石狩市花川北2条5丁目61番地	17
8	憩いの園豊寿第2	石狩市花川南2条2丁目260番地	26
9	花ぴりか	石狩市花川南7条4丁目376番地1	60
10	ぬくもり花川	石狩市花川南9条4丁目86番地	29
11	ココロホーム石狩病院前	石狩市花川北3条3丁目13番地1	84

### 有料老人ホーム

•	<u> </u>	4-1-		
		名称	住所	定員
	1	フルールハピネスいしかり	石狩市親船東2条1丁目70番地	14
	2	パートナーハイツたるかわ	石狩市樽川6条2丁目3番2号	30
	3	リビングケア・シーズン花川	石狩市花川南9条1丁目7番地	10
	4	憩いの園豊寿第3	石狩市花川北2条5丁目59番地	15
ĺ	5	スマイルハウス花	石狩市花川南5条5丁目134番地	27

# 第1章 介護保険事業量等の見込み

### 第1節 介護保険サービス量の見込み

第1部第2章第1節の高齢者の現状と将来推計の見込みにより、介護保険サービス量等を次のように見込みます。

また、本計画策定時には 一定程度の介護サービスのニーズ等を把握しましたが、事業者へのヒアリング、介護人材不足や石狩市内全体の介護サービス供給のバランス等を考慮し、地域密着型サービスの施設整備は想定していません。

### (1) 介護予防給付費、介護給付費の提供量等

介護予防サービス見込量

			H30	R1	R2	RS	R4	R5	R7	R12	R17	R22
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2025	2030	2040	2045
	防サービス									17/15		
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		回數(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,0	
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	20,645	25,898	30,083	34,851	35,621	37,123	39,376	45,709	48,713	46,8
		回數(回)	503.3	501.8	701.5	807.9	825.3	850.1	9123	1,059.0	1,129.5	1,08
		人数(人)	60	79	91	93	95	99	105	122	130	
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,208	2,311	3,946	3,379	3,719	4.057	4,733	5,409	5,747	5.7
		回數(回)	34.9	57.3	112.8	95.0	105.6	115.2	134.4	153.5	163.2	16
		人数(人)	3	6	8	10	11	12	14	16	17	
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,503	1,595	2,379	2831	2.833	2.999	3,166	3,665	3,920	3.7
		人数(人)	21	24	29	34	34	36	38	44	47	
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	23,094	25,117	23,561	26,523	27,132	27,627	28,122	30,595	32,080	30.5
		人数(人)	64	71	60	71	72	73	74	79	82	
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1.148	2.255	1,450	1,957	1,958	1,958	1,958	2,205	2,205	2.2
		日數(日)	20.3	35.3	20.0	27.0	27.0	27.0	27.0	30.0	30.0	3
		人数(人)	2	4	2	3	3	3	3	4	4	
	介護予防短期入所療養介護(老	給付費(千円)	407	90	0	0	0	0	0	0	0	
	健)	日数(日)	4.5	0.8	0.0	0,0	0,0	0.0	0,0	0.0	0.0	
		人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防短期入所療養介護(病院	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防短期入所療養介護(介護	給付費(子円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療院	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	9,972	11,642	13,744	13,559	14.045	14,532	15,504	17,782	19,056	183
		人数(人)	194	203	227	224	232	240	256	294	315	:
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,530	1,535	2,343	2.381	2.723	2.723	2,723	3,394	3,736	3.
		人数(人)	5	5	7	7	8	8	8	10	11	
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,267	10,036	12,962	11,789	13,126	13,126	13,126	15,718	17,056	17,0
		人数(人)	9	10	10	9	10	10	10	12	13	
	介護予防特定施設入居者生活介	給付費(千円)	10,844	10,739	10,485	10,550	10,556	11,754	12,476	13,675	14,873	14.8
	護	人数(人)	13	12	10	10	10	11	12	13	14	
域密	着型介護予防サービス											
		給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		回數(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介	給付費(千円)	10.745	10.049	9.528	9,506	10.438	10.438	11,890	12,816	14.268	12.8
	1	人数(人)	15	14	11	12	13	13	15	16	18	182
	介護予防認知症対応型共同生活	給付責(千円)	4.459	2.202	0	2897	2.899	2.899	2.899	2,899	2.899	2,5
	介護	人数(人)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
	防支援	給付費(千円)	14,737	16.301	17,658	18249	18.958	19.602	20,784	24,006	25,670	243
-	m/O/M	人数(人)	276	306	331	340	353	365	387	447	478	4
		給付費(千円)	108.558	120.974	127.139	138.572	144,008	148.838	156.757	177,875	190.223	183.4

<sup>※</sup> 給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

<sup>(</sup>出典) 推計値:2020 年以降、厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。第8期策定時における将来推計総括表シート 2\_サービス別給付費

### 介護サービス見込量

		H20	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
		2018	2019	5050	2021	2022	2023	2025	5000	2040	2045
サービス											
訪問介護	給付費(千円)	234,160	233,493	273,512	285,891	302,364	319,354	721,991	377,486	427,487	445.
	回数(回)	7,009.5	6,9203	7,794.9	8,130.6	8,582.0	9,059.0	9,171.7	10,754.8	12,157.4	12,7
訪問入浴介護	人数(人)	333	322	349	360	376	394	409	476	532	- 10
町(三人)(3) 「鉄	給付費(千円) 回數(回)	10,738	9,097	9,736	7,387 503	8,728 59.4	9,430 64.2	9,728 59.4	10,066	12,106 02.4	12
	人数(人)	16	13	12	11	13	14	13	15	18	
訪問看護	給付費(千円)	107,918	114,919	127,496	130,187	144,758	151,892	157,235	182,124	205,130	211.
B/1-7-B &	回数(回)	2,304.4	2,473.5	2,7508	2,966.9	3,103.4	3,2518	3,377.4	3,911.8	4,399.4	4,5
	人数(人)	245	263	279	294	307	321	335	388	435	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	9,981	12,813	13,690	16,405	17,652	19,269	21,120	24,698	27,448	28
Section 200	回数(回)	301.1	385.0	407.6	482.5	518.3	565.1	618.7	7247	806.5	8
	人數(人)	22	28	31	34	37	40	44	51	57	
居宅療義管理指導	給付費(千円)	37,451	40,278	35,056	37,468	39,414	41,411	42,194	49,435	55,637	58
	人数(人)	369	385	372	395	415	436	445	521	586	
通所介護	給付費(千円)	313,316	302,293	299,086	300,462	311,844	326,393	342,308	397,866	443,222	453
	回數(回)	3,779	3,701	3,666	3,682.8	3,820.4	7,589.9	4,199.8	4,079.0	5,422,0 505	5,5
通所リハビリテーション	人数(人) 給付費(千円)	120 424	122,244	105,479	398 114045	413 117.326	431 121,451	464 121,354	527 141.844	160.769	168
SEMUNEUテージョン	指付支(十円) 回数(回)	1,232.3	1,247.5	1,013.3	1,087.1	1,110.2	1,144.8	1,150.3	1,243.1	1,513.9	1,5
	人数(人)	1,2323	1,247.5	1,013.3	1,087.1	1,110.2	150	1,150.3	1,745.1	1,013.3	1,5
短期入所生活介護	給付費(千円)	104,147	105,845	106,188	119,985	126,647	121,494	125,053	157,904	179,527	196
AMPANE TO JIES	日数(日)	1,080.0	1,106.3	1,095.8	1,236.6	1,303.5	1,349.4	1,393.8	1,631.0	1,849.4	1,9
	人数(人)	82	81	66	77	81	84	88	102	115	1,4
短期入所療養介護(老種)	給付費(千円)	22,663	23,007	23,685	34694	36,218	36,925	53.635	61,499	70.748	73
Party Williams I account	日数(日)	163.3	166.1	165.7	243.5	253.D	257.7	255.1	410.2	469.4	
	人數(人)	24	24	15	24	26	27	31	36	41	
短期入所度養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日數(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
短期入所度養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	2,719	2,721	5,441	5,441	6,801	10,882	- 12
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	19.0	19.0	38.0	38.0	47.5	76.0	
	人数(人)	0	0	0	5	2	4	4	5	8	
福祉用具實与	給付費(千円)	13,511	#3,224	88,104	91,079	95,761	100,046	102,664	120,547	125,077	140
	人数(人)	640	633	656	679	710	745	769	900	1,008	- 1
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	3,641	3,732	4,876	4563	4910	4,910	5,257	6,477	7,211	
11 at 20 at 20	人數(人)	9	10	12	12	13	13	14	17	19	-
住宅改修费	給付費(千円) 人數(人)	11,234	13,802	10,329	12,335	12,391	12,391	13,300	15,230	17,283	- 17
特定施設入居者生活介護		99,268	114,263	127,501	136,745	143,666	152,615	161,610	188,924	209.019	211
行足施設人店有主治)(該	給付費(千円) 人數(人)	45	51	57	139,740	143,000	152,615	72	188,924	93	211
密書型サービス	MECO	49	- 51	31	- 01	04	00	1.6	09	20	
定期巡回・随時対応型訪問介護者	(20 c+ 株/工田)	45,272	50,206	55,140	62,784	66,354	74,269	69,763	81,214	91,918	10
注	人數(人)	29	28	27	30	32	35	34	39	44	10
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1X 1617/1/G 3E 871-171 8R	人數(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密表型调所介護	給付費(千円)	170,366	171,208	154,348	166,196	174,228	179,362	189,031	220,749	247,085	25
	回數(回)	1,799.4	1,729.8	1,552.2	1,660.5	1,739.5	1,792.1	1,093.9	2,209.5	2,464.0	2,5
	人数(人)	213	198	175	192	201	207	219	255	284	-
認知症対応型過所介護	給付費(千円)	3,677	1,910	1,998	1,637	1,637	1,637	1,637	2,633	3,275	
	回数(回)	513	27.6	303	21.4	21.4	21.4	21.4	33.9	42.8	
	人致(人)	4	3	3	2	2	2	2	3	4	
小規模多機能型基宅介護	給付費(千円)	95,167	98,518	92,749	95,528	101,789	107,393	111,088	127,022	144,129	140
	人数(人)	53	56	54	57	60	63	66	76	85	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	662,317	671,321	691,633	714,459	715,039	716,305	777,045	700,918	794,055	806
	入数(人)	221	222	225	231	231	231	251	255	257	
地磁密等型特定施設入居着生活	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護 地域密幕型介護老人福祉施設入	人数(人) 給付費(千円)	147,175	150,933	160,324	158,587	158,675	158,675	158,675	165,551	172,427	175
地根省省至77.00名人相位施設人 所者生活介護	人数(人)	49	48	50	159,587	49	156,675	150,675	180,001	53	175
所有主治升級 看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	83,893	113,725	117,857	143,636	144,126	146,231	193,669	228,022	256,891	270
日記でが作品ラが出土店でが記	人数(人)	37	47	48	58	58	58	78	92	103	4/1
	pracoo.		47	70		- 00	- 00		- 21	100	
サードフ	給付費(千円)	698,561	745.499	813,691	832,430	852,821	872,750	937,839	1,096,431	1,242,288	1,357
サービス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		934	246	255	259	265	271	292	241	306	1,00
サービス 介護老人福祉施設	人数(人)	24.1	430,174	464,220	472,714	480,755	488,534	543,040	637,553	720,773	77
介護老人福祉施設	人数(人) 総付費(子円)	443.303		130	131	133	135	151	177	200	- 17
	給付費(千円)	443,303	124			157,417	157,417	186,033	219,428	248,044	281
介護老人福祉施設介護老人保健施設	給付費(千円) 人数(人)	131	124		157,330						-0
介護老人福祉施設	給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	131	0	157,936	157,330						
介護老人福祉施設介護老人保健施設	給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	131 0	0	157,936 33	157,330 33 17,913	33	33	39	46	52	
介護老人福祉施設 介護老人保養施設 介護医療院	給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	131	0	157,936	33						_
介護老人福祉施設 介護老人保養施設 介護医療院	給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	131 0 0 137,864	0 0 136,007	157,936 33 12,659	33 17,913	33 17,922	33 17,922				292
介護老人福祉施設 介護老人保養施設 介護医療院 介護医療院	給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	131 0 0 137,864 34	0 0 136,007 33	157,936 33 12,659 3	33 17,913 4	33 17,922 4	33 17,922 4	39	46	52	291

<sup>※</sup> 給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

<sup>(</sup>出典) 推計値:2020 年以降、厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。第8期策定時における将来推計総括表シート2\_サービス別給付費

#### (2) 地域支援事業の提供量等

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種別・項目	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R7 2025	R12 2030	R17 2040	R22 2045
訪問介護相当サービス	26,300,028	28,497,173	31,174,728	34,234,824	37,486,176	41,120,040	48.579,024	46,857,720	44,945,160	43,032,600
(利用者数:人)	(136)	(149)	(163)	(179)	(196)	(215)	(254)	(245)	(235)	(225)
訪問型サービスA	1,117,550	1,192,338	1,532,632	1,594,873	1,657,114	1,812,055	2,059,696	1,904,755	1,708,320	1,511,885
(利用者数:人)	(50)	(54)	(60)	(63)	(68)	(70)	(75)	(71)	(65)	(59)
適所介護相当サービス	98,070,247	101,570,898	110,448,261	120,109,220	130,553,500	141,781,101	164,758,517	161,886,340	159,275,270	156,664,200
(利用者数:人)	(358)	(389)	(423)	(460)	(500)	(543)	(631)	(620)	(610)	(600)
通所型サービスA	885,816	868,320	1,447,200	2,170,800	2,894,400	3,618,000	5,065,200	4,341,600	3,618,000	2,894,400
(利用者数:人)	(6)	(6)	(10)	(15)	(20)	(25)	(35)	(30)	(25)	(20)
介護予防ケアマネジメント	18,617,750	18,379,224	22,271,000	22,271,000	22,271,000	22,271,000	22,271,000	22,271,000	22,271,000	22,271,000
介護予防把握事業	2,138,400	2.136,400	946,000	946,000	946,000	946,000	946,000	946,000	946,000	946,000
介護予防普及啓発事業	7,679,537	7,861,879	6,451,000	6,451,000	6,451,000	6,451,000	6,451,000	6,451,000	6,451,000	6,451,000
地域介護予防活動支援事業	7,118,461	6,479,719	7,702,000	7,702,000	7,702,000	7,702,000	7,702,000	7,702,000	7,702,000	7,702,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	90,000	110,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000

単位:円(括弧書きの数値を除く)

#### 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業

サービス種別・項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2025	2030	2040	2045
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	64,862,843	68,203,967	73,061,000	93,844,000	93,844,000	93,844,000	93,844,000	93,844,000	93,844,000	93,844,000
任意事業	19,137,294	21,167,969	27,167,000	22,567,000	22,567,000	22,567,000	22,567,000	22,567,000	22,567,000	22,567,000
										単位:円

包括的支援事業(社会保障充実分)

サービス種別・項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2025	2030	2040	2045
在宅医療·介護連携推進事業	99,900	114,900	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
生活支援体制整備事業	18,809,508	18,991,642	20,740,000	20,740,000	20,740,000	20,740,000	23,340,000	23,340,000	23,340,000	23,340,000
認知症初期集中支援推進事 業	170,000	110,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000
認知症地域支援・ケア向上事業	7,057,260	7,027,599	7,890,000	7,890,000	7,890,000	7,890,000	7,890,000	7,890,000	7,890,000	7,890,000
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	80,000	150,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

#### 地域支援事業費計

サービス種別・項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2025	2030	2040	2045
介護予防·日常生活支援総合 事業費	162,732,016	168,028,088	183,398,821	196,905,717	211,387,190	227,127,196	259,258,437	253,786,415	248,342,750	242,899,085
包括的支援事業(地域包括支 要センターの運営)及び任意 事業費	84,000,137	89,371,936	100,228,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000
包括的支援事業(社会保障充 実分)	26,216,668	26,394,141	30,450,000	30,450,000	30,450,000	30,450,000	33,050,000	33,050,000	33,050,000	33,050,000
	272,948,821	283,794,165	314.076.821	343,766,717	358,248,190	373,988,196	408.719,437	403,247,415	397.803.750	392,360,085

単位:

(出典) 推計値:2020 年以降、厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。第8期策定時における将来推計総括表シート3.地域支援事業費

### (3) 保健福祉事業及び特別給付

介護に関する事業としては、介護給付サービス及び介護予防給付サービス以外に、市町村の判断によって行われる独自の保健福祉事業と特別給付があります。

保健福祉事業とは、要介護者本人だけでなく家族等も含め介護者の支援のために必要な事業や介護予防等の事業を行うものです。また、特別給付は認定者を対象とし、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止や介護予防のために介護保険対象外のサービスを介護保険事業として行うものです。いずれも第1号被保険者の保険料を財源として実施することから、これまでは保険料負担に配慮し実施していませんでした。

介護用品の支給に係る事業が第7期計画期間より地域支援事業の対象外となりましたが、 第7期は経過措置として地域支援事業で実施してきたところです。

第8期計画期間より、介護用品の支給に係る事業(紙おむつ給付事業)を特別給付事業として実施し、第7期計画期間より創設された保険者機能強化推進交付金をその財源として活用し、事業を実施する予定です。

<sup>※</sup> 事業費は年間累計の金額。人数は1月当たりの利用者数。

# 第2章 介護保険事業費等の見込みと保険料

### 第1節 介護保険事業費等の見込み

今回の推計では、介護保険事業の令和5年(2023)年度の標準給付費見込額は約50.0億円、地域支援事業費は約3.8億円を加えた総額は約53.8億円と推計しています。第8期(令和3~5年度)における介護保険事業の標準給付費見込額は約146.0億円、これに地域支援事業費約10.7億円を加えた総額は約156.7億円と推計しています。

また、令和7 (2025) 年度では標準給付費見込額は約53.4億円、地域支援事業費は約4.1億円、令和22 (2040) 年では標準給付費見込額は約70.9億円、地域支援事業費は約3.9億円と推計しています。

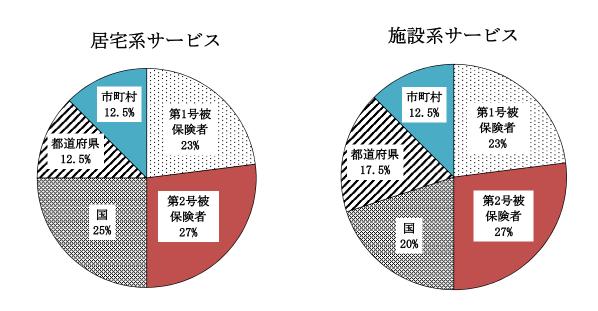
		第8共	Я	
	合計	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023
標準給付費見込額 (A)	14,596,636,697	4,739,206,589	4.857.453.705	4,999,976,403
総給付費	13,750,227,000	4,455,998,000	4,580,815,000	4,713,414,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	421,696,274	145,997,884	135,421,575	140,276,815
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	354,970,711	114,765,309	117,985,368	122,220,034
高額医療合算介護サービス費等給付額	56,740,520	18,260,873	18,900,638	19,579,009
算定対象審査支払手数料	13,002,192	4,184,523	4.331,124	4,486,545
地域支援事業費(B)	1,076,003,103	343,766,717	358,248,190	373,988,196
介護予防·日常生活支援総合事業費	635,420,103	196,905,717	211,387,190	227,127,196
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	349,233,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	91,350,000	30,450,000	30,450,000	30,450,000
第1号被保険者負担分相当額(D)	3,604,707,154	1.169.083,860	1,199,611,436	1,236,011,858
調整交付金相当額(E)	761,602,840	246,805,615	253,442,045	261,355,180
調整交付金見込額(1)	597,953,000	178,687,000	199,205,000	220,061,000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0
市町村特別給付費等	13,800,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額(L)	3,514,656,994			
予定保険料収納率	99.10%			

	令和7年度 2025	令和12年度 2030	令和17年度 2040	令和22年度 2045
標準給付費見込額 (A)	5,341,768,497	6,097,937,802	6,752,885,543	7,087,119,129
総給付費	5,035,913,000	5,741,950,000	6,359,038,000	6,685,756,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	149,721,353	174.264.020	192,797,543	196,480,899
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	130,448,369	151,828,268	167,975,084	171,176,904
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,897.145	24,322,093	26,908,728	27.421.643
算定対象審査支払手数料	4,788,630	5,573,421	6,166,188	6,283,683
地域支援事業費(B)	408,719,437	403,247,415	397,803,750	392,360,085
介護予防・日常生活支援総合事業費	259,258,437	253,786,415	248,342,750	242,899,085
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	116,411,000	116,411,000	116,411,000	116,411,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	33,050,000	33,050,000	33,050,000	33,050,000
第1号被保険者負担分相当額(D)	1,345,614,177	1,560,284,452	1.794.823.013	2,004,500,429
調整交付金相当額(E)	280,051,347	317,586,211	350,061,415	366,500,911
調整交付金見込額(1)	263,808,000	398,253,000	607,006,000	730,803,000
特別調整交付金の交付見込額	0	0	0	0
市町村特別給付費等	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
市町村相互財政安定化事業負担額	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0	0	0	0
保険料収納必要額(亡)	1,346,457,523	1,484,217,663	1,492,478,427	1,619,798,340
予定保険料収納率	99.10%	99.10%	99.10%	99.10%

<sup>(</sup>出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。推計値:2021年以降、第8期策定時における将来推計総括表シート5\_保 険料推計、基準日:各年度9月末現在。

### 【介護給付費の財源】

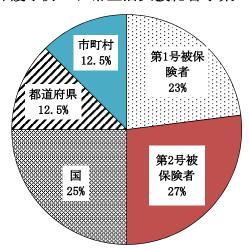
介護給付費の財源は、その半分を第1号被保険者と第2号被保険者が支払う保険料で賄 い、残りの半分を国・都道府県・市町村による公費負担で賄っています。また、第1号被 保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間ごとに定められ、第8期における割合は第 1号が23% (第7期23%、第6期22%)、第2号が27% (第7期27%、第6期28%)と なります。さらに、公費の負担割合も居宅サービスと施設サービスでは異なります。



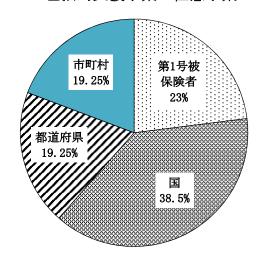
### 【地域支援事業の財源】

地域支援事業の財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業 で大きく変わります。介護予防・日常生活支援総合事業については、給付費と同様、第2 号被保険者の保険料が入るので負担割合も変わりませんが、包括的支援事業・任意事業に ついては、第2号被保険者の保険料が入らないため、公費の負担割合が高くなります





包括的支援事業 · 任意事業



### 【被保険者数と認定者数(第1号被保険者のみ)の見込み】

今回の推計では、第8期(令和3~5年)を含め、被保険者数と認定者数を次のように推 計しています。

	R2	R 3	R 4	R 5	R 7	R 12	R 17	R 22
	2020	2021	2022	2023	2025	2030	2035	2040
被保険者数(総数)	37,779	37,635	37,491	37,348	37,057	35,553	33,285	30,779
(再掲) 第1号被保険者数	19,692	19,708	19,724	19,741	19,771	19,596	19,110	19,112
(再掲)第2号被保険者数	18,087	17,927	17,767	17,607	17,286	15,957	14,175	11,667
認定者数	3,204	3,331	3,448	3,574	3,821	4,450	4,930	5,043
(参考 第2号被保険者含む)	(3,262)	(3,389)	(3,506)	(3,632)	(3,879)	(4,502)	(4,975)	(5,080)
認定率(%)	16.3	16.9	17.5	18,1	19.3	22.7	25.8	26.4
(再掲)要支援1	586	609	630	654	697	814	866	821
(再掲)要支援2	392	406	422	436	465	531	567	555
(再掲)要介護 1	793	823	852	881	941	1,084	1,201	1,205
(再掲) 要介護 2	451	468	486	502	536	635	713	731
(再掲)要介護3	338	354	366	380	410	483	546	584
(再掲)要介護4	386	403	415	434	463	544	630	697
(再掲)要介護5	258	268	277	287	309	359	407	450

<sup>(</sup>出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。推計値:2020年以降、第8期策定時における将来推計総括表シート1\_推計値サマリ、基準日:各年度9月末現在。

### 【所得段階区分に係る基準所得額について】

本市の所得段階設定については、これまで 10 段階設定としており、第8期においてもこの段階制定に変更はありません。

なお、消費税増税に伴う低所得者の保険料を軽減する仕組みにより、公費負担で保険料が軽減されることから、保険料率は第1段階「0.5」が「0.3」、第2段階「0.625」が「0.5」、第3段階「0.75」を「0.7」となります。

#### 【保険料上昇を抑制するための方策について】

○介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険事業会計において、保険料収支により生じた剰余金は、翌年度移行の介護給付費 支払の不足に備える財源とするため、「介護給付費準備基金」として積み立てられます。

給付実績が見込を大きく上回り財政に不足が生じた場合等は、この準備基金から繰り入れるか、北海道の財政安定化基金から貸付を受けることで、不足分を補填することとなります。

第7期計画においては、給付実績額が見込み額を下回る見込みであり、令和2年度末における市の準備基金残高は「2億7千万円」程度と推計されることから、高齢者への保険料負担の増加を抑制する方法として、第8期計画期間中に基金残高を取り崩すことといたします。

### 【所得段階別保険料率】

第1号被保険者の所得段階別保険料率の設定は以下のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税、又は、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額*1の合計額が80万円以下の方	0.3 (0.50 <sup>**2</sup> )
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額**1 の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0. 5 (0. 625 <sup>*2</sup> )
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 120 万円を超える方	0.7 (0.75 <sup>**2</sup> )
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>*1</sup> の合 算額が80万円以下で、課税者と同居の方	0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額*1の合 算額が80万円を超え、課税者と同居の方	1.00 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1. 20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未 満の方	1. 30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未 満の方	1. 50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 370 万円未 満の方	1. 625
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が370万円以上の方	1. 75

<sup>※1</sup> 第1~5段階は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除します。

<sup>※2</sup> カッコ内は公費負担軽減前の率

### 【所得段階別保険料】

介護保険事業費や所得段階別被保険者数等に基づき、第8期(令和3年度から令和5年度まで)における第1号被保険者の保険料基準額を、5,150円と設定します。

保険料基準額(月額): 5,150円

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	第1号被保険者保険料 (月額)	第1号被保険者保険料 (年額)	保険料率
第1段階	1,545. <sup>∞</sup> 円 (2,577. <sup>∞</sup> 円*)	18,540 円 (30,900円*)	0. 3 (0. 50**)
第2段階	2, 575. <sup>∞</sup> 円 (3, 218. <sup>75</sup> 円*)	30, 900 円 (38, 620円*)	0. 5 (0. 625**)
第3段階	3, 605. <sup>60</sup> 円 (3, 862. <sup>50</sup> 円*)	43, 260 円 (46, 350円*)	0. 7 (0. 75**)
第4段階	4,635. ∞ 円	55,620 円	0. 90
第5段階	5,150.∞円	61,800 円	1.00 (基準額)
第6段階	6, 180. ∞ 円	74, 160 円	1. 20
第7段階	6,695.∞ 円	80,340 円	1. 30
第8段階	7,725. <sup>∞</sup> 円	92,700 円	1. 50
第9段階	8, 368. <sup>75</sup> 円	100, 420 円	1. 625
第 10 段階	9,012. <sup>50</sup> 円	108, 150 円	1. 75

※カッコ内は公費負担軽減前の率